

道の駅建設工事に係る工期の延長及び事業費の増額について

令和5年3月7日  
 玉山総合事務所

1 趣旨

道の駅建設工事については、令和4年12月までに土木、建築、機械及び電気の4工事の契約を締結し、6年春の開業に向け、工事に着手したところである。

今般、コンサルタント会社が実施した地質調査の誤りに伴う設計の見直しや、建設予定地の現場調査により追加工事が必要であることが判明した。

これらに対応するため、設計見直し及び追加工事に要する工期の延長と事業費の増額が必要となったこと及びその対応、また工期の延長に伴い開業時期を延期せざるを得なくなったことから、その内容を報告するもの。

なお、開業時期については、6年夏を予定している。

2 工期の延長及び事業費の増額に至った要因

(1) 工期の延長

当該工事は、4年9月の契約予定であったが、入札不落により12月の契約となった。

この遅れについては、施工の見直しにより、当初予定の6年2月末の完了としていたところであるが、次の要因により工期を延長せざるを得ない状況となったものである。

ア コンサルタント会社が実施した地質調査の誤りに伴う設計の見直し

建設予定地の地質調査は、2年度に「盛岡市道の駅基本設計業務委託」により実施したが、工事の契約締結後に実施設計業務受託者が地質調査の誤りに気づき、設計の見直しを行ったものの、発見が遅れたことにより、対応に時間を要したものである。

イ 現場における追加工事の発生

施工業者が建設予定地の現地調査を行った結果、当初予定していなかった埋設管の撤去等、追加工事が必要となったものである。

(2) 事業費の増額

次の事由により、1億8,700万円の事業費の増額が必要となった。

ア 設計の見直しによるもの(7,300万円)

・雨水排水処理方式の見直し	1,900万円
・取付道路の法面工事の見直し	3,700万円
・工期の延長による追加費用	1,700万円

イ 追加工事によるもの(7,400万円)

・埋設管の撤去及び地盤改良等	3,100万円
・国との協議に基づく仮設道路計画の変更等	4,300万円

ウ 建設資材及び労務単価等の物価上昇によるもの(4,000万円)

建設資材及び労務単価等については、契約後に受注者から請求があった場合に対応するものであるが、昨今の急激な物価上昇に対応するため見込むものである。

### 3 予算の対応等

#### (1) 債務負担行為の変更

変更契約に係る仮契約を締結する必要があることから、債務を担保するため、4年度3月補正予算において、債務負担行為の上限額と期間について、変更を提案する予定としている。

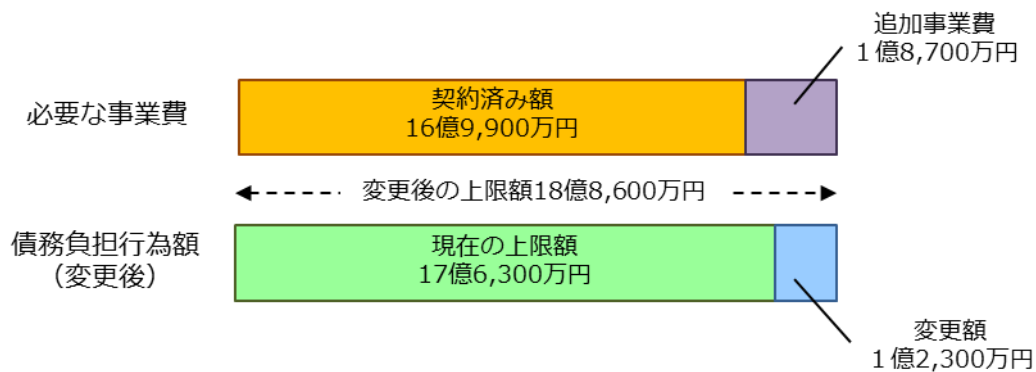
##### ア 期間

4年度から5年度までの2か年で設定している債務負担行為の期間について、6年度まで工期の延長が必要なことから、1年延長し、4年度から6年度までの3か年に変更するもの。

##### イ 上限額

事業費の増額により、上限額として必要となる額（1億2,300万円）を現在の債務負担行為額（17億6,300万円）に追加し、18億8,600万円に変更するもの。

なお、財源については、合併特例債などを充てるものとする。



#### (2) 歳入歳出予算の補正及び変更契約の締結

事業費の増額に対応する歳入歳出予算については、設計等に基づき精査の上、確定後速やかに5年度の補正予算により対応する。

また、上記の補正予算に合わせ、変更契約の締結を行う予定である。

### 4 国の2次補正予算の活用

設計見直し及び追加工事に要する工期の延長と事業費の追加とは別に、当初計画していた建設工事に係る予算について、財政的に次のメリットがある国の2次補正予算を活用しようとするもの。

#### 【メリット】

##### ・補正予算債の活用

起債の充当率：90%→100%、元利償還金に対する交付税措置：30%→50%

##### ・継ぎ足し単独に伴う国の資金手当

単独事業の起債の充当率：95%→100%

なお、国の2次補正予算の活用にあたっては、5年度に計画する建設工事に係る予算を4年度予算に前倒し、全額を5年度に繰越すもので、3月市議会定例会に提案する予定としている。